

時期	応急段階
区分	応急生活支援
分野	経済的支援
検証項目	被災者自立支援金の支給

根拠法令・事務区分	(復興基金の設立：民法)
執行主体	復興基金の設立：兵庫県・神戸市 被災者自立支援金等の事業：(財)阪神・淡路大震災復興基金
財源	被災者自立支援金等の事業：復興基金
概要	<p>被災者に対する経済的な支援措置としては、弔慰金・見舞金等の支給、生活福祉資金等貸付の実施などが講じられるが、この他、阪神・淡路大震災では、被災者の自立した生活復興を支援するため、復興基金により生活再建支援金と被災中高年自立支援金を創設した。</p> <p>このような被災地域における制度創設や活発化する公的支援を求める市民運動を受け、平成10年5月には被災者生活再建支援法が議員立法で成立し、阪神・淡路大震災の被災者に対しても、同程度の支援措置が講じられるように国は必要な措置を講じる旨の付帯決議がなされた。これを受け、兵庫県においては、生活再建支援金と被災中高年自立支援金を統合・拡充し、被災者自立支援金を創設した。</p> <p>被災者自立支援金の支給については、世帯主要件をめぐる訴訟が起こされ、支給要件の合理性が課題となった。また、被災者生活再建支援法の支援から漏れてしまう人々が少なくないことや、自営商業主等に対する支援が手薄であること、災害援護資金など経済的救済措置も含めて支援金の支給について整理が必要であること、といった指摘もある。</p> <p>平成16年3月には、居住安定支援制度の創設を含む、被災者生活再建支援法が改正され、4月より施行されることとなった。災害による被災者の生活再建支援については、阪神・淡路大震災を契機に大きく変わりつつある。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【自治省】</p> <p>阪神・淡路大震災復興基金の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年度においては県市の出資金及び長期貸付金に対して地方債を許可するとともに、長期貸付金に係る地方債のうち、5,000億円から生じる利子について普通交付税措置(算入率95%)することとした。[『平成9年版防災白書』国土庁,p508-509][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p189] 平成8年度においては、生活再建支援事業を行うために積み増した基金3,000億円に対して地方債を許可するとともに、そのうち2,000億円から生じる利子について普通交付税措置(算入率95%)を講じることとした。[『平成12年度防災白書』国土庁,p567-568][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p189] また、平成8年度に積み増した基金3,000億円の設置期間を4年間延長(平成17年度まで)し、そのうち1,500億円から生じる利子について普通交付税措置(算入率95%)を講じることとした。[『平成12年度防災白書』国土庁,p568] <p>【政府】</p> <p>阪神・淡路大震災被災者への支援措置の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法は、平成11年度以降において、都道府県の被災者生活再建支援基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害に適用されることから、阪神・淡路大震災には適用されない。このため、衆参両院の災害対策特別委員会は、

	<p>同法案の採決に際し、震災被災者に対して同法の同程度の支援措置が講じられるように国は必要な措置を講じる旨の付帯決議がなされた。[『平成11年度防災白書』国土庁, p104, 226]</p> <ul style="list-style-type: none"> これを踏まえ、平成10年5月29日に、与党三党（自由民主党、日本社会党、新党さきがけ）は、阪神・淡路大震災復興対策プロジェクトチームを開催し、基金9,000億円のうち平成8年度に増額した3,000億円の運用期間を4年間延長することにより新たに360億円の運用益を捻出するとともに、基金の当初分6,000億円を有効活用し、使途の効率化により180億円を生み出すこととし、両者あわせて540億円の追加財源措置を行うことを決定し、同日に与党政策調整会議において了承された。[『平成11年版防災白書』国土庁, p226-227] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (被災者自立支援金の支給等 「県」参照)</p>									
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 生活再建支援金制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や要援護者のいる低所得の被災世帯が、恒久住宅へ移転した後に自立した生活を再建できるよう、平成9年8月より現金を最長5年間支給することとした。(事業年度：平成9～10年度、平成10年7月に被災者自立支援金に拡充・統合) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 対象世帯（次の要件をすべて満たす世帯） <ul style="list-style-type: none"> (ア) 65歳以上の高齢者が世帯主である世帯又は(イ) 65歳未満の者が世帯主である要援護世帯（重度障害者の属する世帯、生活保護世帯等） 住家が全壊又は半壊で解体した世帯 恒久住宅へ移転した世帯 所得税又は住民税所得割が非課税である世帯 支給対象経費 <ul style="list-style-type: none"> かつてのかかりつけ病院への通院、職探し、かつてのコミュニティとの交流のための交通費 同趣旨での電話料金 恒久住宅への引越費用 恒久住宅の敷金 生活必需品 支給額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>従前居住地域内移転世帯</td> <td>単身世帯月額15,000円</td> <td>複数世帯月額20,000円</td> </tr> <tr> <td>従前居住地域外移転世帯</td> <td>単身世帯月額20,000円</td> <td>複数世帯月額25,000円</td> </tr> <tr> <td>総額</td> <td colspan="2">380億円</td> </tr> </table> 支給方法及び支給期間 <ul style="list-style-type: none"> 現金給付方式 最長5年間支給 </div> <p>[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『復興だより』Vol.10(1997/9),p.11]</p> <p>被災中高年恒久住宅自立支援制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災中高年齢層に対する恒久住宅への円滑な移行促進等を目的に、平成9年10月に被災中高年恒久住宅自立支援制度を創設し、同年12月から受付を開始した。(事業年度：平成9～10年度、平成10年7月に被災者自立支援金に拡充・統合) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 支援対象者 中高年齢者の世帯で次のすべての要件を満たす者（生活再建支援金の対象者を除く） <ul style="list-style-type: none"> 住家が全壊（焼）の判定を受けた世帯、又は半壊（焼）の判定を受け当該住家を解体した世帯 平成12年3月31日までに恒久住宅に入居していること 45歳以上の者が世帯主である世帯（非課税世帯以下の要援護世帯も対象） 同一世帯に属する者の総所得金額の合計額が507万円以下であること 支援対象 恒久住宅移転に必要な経費（移転費、敷金、初年費）を借り入れると想定した場合の利子相当額の一部 支援金額 複数世帯 月額 20,000円、単身世帯 月額15,000円 支援期間 2年 対象世帯 約6万6千世帯 所要見込額 約250億円 支給回数 年2回（8月、2月） </div> <p>生活復興資金貸付金利子補給等の実施</p>	従前居住地域内移転世帯	単身世帯月額15,000円	複数世帯月額20,000円	従前居住地域外移転世帯	単身世帯月額20,000円	複数世帯月額25,000円	総額	380億円	
従前居住地域内移転世帯	単身世帯月額15,000円	複数世帯月額20,000円								
従前居住地域外移転世帯	単身世帯月額20,000円	複数世帯月額25,000円								
総額	380億円									

- ・生活復興資金貸付を借り入れた被災者に対する利子補給等を復興基金により行った。平成8年12月から受付を開始した。
- ・平成9年2月には年収制限の緩和など制度全体の見直しを行い、平成9年4月には当初貸付限度額を100万円としていたものを300万円まで引き上げた。(事業年度：平成8～11年度) [『平成10年版防災白書』国土庁,p224]

(1)利子補給率 年3%(実質無利子)

(2)生活復興資金貸付金

実施主体 さくら、但馬、みどり、阪神の各銀行等

貸付対象者 全半壊(焼)の罹災証明の交付を受けた被災者で、総所得金額690万円以下

貸付対象 家財等購入費、保健・医療費、教育費等の生活資金

貸付限度額 300万円

貸付金利 年3%

償還期間 6年以内(1年据置、5年償還)

但し、貸付額100万超の場合は7年以内(1年据置、6年償還)

貸付実行期間 平成12年3月31日まで

生活再建支援金及び中高年自立支援金の創設、生活復興資金貸付金の限度額の引上げを実施するため、兵庫県・神戸市は財団法人阪神・淡路大震災復興基金の基金規模を3,000億円積み増して9,000億円とし、その運用益を充当することとした。 [『平成10年版防災白書』国土庁,p224]

被災者自立支援金制度の創設

- ・県は、被災者生活再建支援法の付帯決議を踏まえ、生活再建支援金制度及び中高年恒久住宅自立支援制度を拡充するなどし、新たに被災者自立支援金制度を創設した。申請受付は平成10年7月から開始し、11月には支給を開始した。既存の生活再建支援金及び中高年自立支援金の受給者は、これまでに受け取った額を差し引いた上で支給される。

被災者自立支援金制度の概要

1 対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯

平成12年3月31日までに恒久住宅に入居した世帯であること

世帯主が被災していること、又は平成10年7月1日までに要援護世帯となった世帯で要援護者若しくは要援護者を援護する世帯の世帯主のいずれかが被災していること。

住家が全壊(焼)の判定を受けた世帯、又は半壊(焼)の判定を受け当該住家を解体した世帯で、次のいずれかに該当する世帯であること

- ・世帯全員の総所得金額の合計額と世帯主の年齢が下表に該当する世帯

	総所得金額の合計額	世帯主の年齢等	支給金額	
			複数世帯	単身世帯
A	346万円以下の世帯	年齢は問わない	100万円	75万円
B	346万円超～ 510万円未満の世帯	45歳以上又は 要援護世帯	50万円	37.5万円
C	510万円超～ 600万円未満の世帯	60歳以上又は 要援護世帯	50万円	37.5万円

- ・世帯全員の住民税(所得割)または所得税が非課税で、世帯主の年齢が下表に該当する世帯

	世帯主の年齢	支給金額	
		複数世帯	単身世帯
D	65歳以上の又は要援護世帯	120万円	90万円
E	64歳から62歳まで	100万円	75万円

	<p>2 支給方法等</p> <p>(1)支給方法 一括支給又は分割支給の選択制 分割支給の場合、単身世帯は月額1万5千円、複数世帯は月額2万円を25～50か月間支給</p> <p>(2)交流経費加算 上表D及びE区分で、震災時の市町から他の市町に移転（神戸市は5ブロックに区分）した世帯には、月額5千円を加算（一括支給の場合、D世帯には30万円、E世帯には25万円の加算）</p> <p>3 総事業費等</p> <p>(1)総事業費 1,250億（うち追加新規事業経費540億見込み）</p> <p>(2)対象世帯数 13万4千世帯</p> <p>・被災者自立支援金の申請期限日は、恒久住宅移行期限の平成12年3月31日から1か月後の平成12年4月28日に設定されていたが、申請期限日直前でも、問い合わせが多く寄せられたこと等から、制度を知らなかった事由のある者については、申請期限 日後も申請を受け付けることとした。</p> <p>・被災者自立支援金の支給をめぐって起こされていた訴訟に係る大阪高裁の判決を受けて、平成14年9月に制度を見直し、被災時世帯の世帯主でありながら、その後世帯主でなくなり、当該被災者を含む世帯の世帯主が被災していないことによって、制度の対象とならない場合について、生活再建支援法との均衡を図る観点から特例として支給対象とすることとした（同年10月から実施）。</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 生活復興資金貸付金</p> <p>・平成12年3月末現在、貸付件数約2万8,000件、貸付額約516億円となっている。</p> <p>被災者自立支援金</p> <p>・平成16年5月末現在までに、約14万7,000世帯に約1,415億円（生活再建支援金、中高年自立支援金を含む）が支給されている。</p>
市 町	阪神・淡路大震災に対してとった措置 被災者自立支援金(阪神・淡路大震災復興基金事業)の支給事務 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
そ の 他	阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 法令の整備等 防災基本計画 <p>・防災基本計画において、地方公共団体は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討することとしている。[『防災基本計画』中央防災会議]</p> <p>被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)</p> <p>・自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その自立した生活の開始を支援することを目的として、平成10年5月に制定され、平成10年11月から施行された。</p>

・同法は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等により自立して生活を再建することが困難な被災者（高齢・中高年世帯、低所得世帯等）に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高100万円の被災者生活再建支援金を支給するものであり、国は基金が支給する支援金額の1/2を補助するとともに、各都道府県の基金に対する拠出が円滑に行われるよう地方財政措置を講じることとした。

1. 対象となる災害

- ・自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、かつ、災害規模が次のような場合に対象となる。
 災害救助法が適用される規模以上の被害が出た自然災害
 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

2. 対象世帯と支援金支給額

- ・自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯、またはこれと同等の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等が下表の区分に該当する世帯が対象となる。

収入の合計額	世帯主の年齢等	支給限度額	
		複数世帯	単数世帯
500万円以下の世帯	世帯主の年齢は問わない	100万円	75万円
500万円を超えて700万円以下の世帯	被災日において世帯主が45才以上の世帯または要援護世帯	50万円	37万5千円
700万円を超えて800万円以下の世帯	被災日において世帯主が60才以上の世帯または要援護世帯	50万円	37万5千円

3. 支援金の対象となる経費

- ・支援金の対象となる経費は、「通常経費」と「特別経費」に区分されており、その内容は次のとおりである。

通常経費

- 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- 生活の移転に通常必要な移転費（引越費用）

特別経費

- 特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費
- 住居に移転するための交通費
- 住宅を貸借する場合の礼金、権利金など
- 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費

被災者生活再建支援法の改正

- ・被災者生活再建支援法の附則により、住宅再建について検討を行い必要な措置を講じることとし、また、衆議院災害対策特別委員会において法律施行後5年を目途に、総合的な検討を行う旨の付帯決議がなされた。全国知事会からは、都道府県が平成16年度に300億円の拠出をすることを前提に被災者の住宅再建に係る支援制度創設の要望がなされ、平成16年度政府予算案において、居住安定支援制度の創設が認められた。
- ・平成16年3月23日に被災者生活再建支援法の一部を改正する法律が衆議院本会議で全会一致で可決、3月31日には参議院本会議で全会一致で可決し、成立・公布された（平成16年4月より施行）。今回の主な改正点は以下のとおりである。

居住安定支援制度の創設

居住安定支援制度の創設により、支援金支給限度額が現行の100万円から最高で200万円が加算され、最高で300万円に引き上げられることになった。

対象自然災害要件の緩和

法適用自然災害の対象となる区域に隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る）において、当該自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した場合、法の適用を行うこととした。

長期避難解除世帯特例

避難指示等が解除されないまま通算3年以上経過した場合であって、当該避難指示等が解除された後2年以内に、従前居住していた市町村内に居住する世帯に対し、必要となる移転費、物品購入・補修に必要な経費を、70万円を上限として認めることとした。

その他

- ・大規模半壊世帯に対しては、現行制度で認められている経費に係る支援金の支給対象としない。
- ・被災者生活再建基金が設置する運用資金の取り崩しを可能とするよう、所要の規定整備を行うこととする。

	<p>・居住安定支援制度については、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 支給限度額</p> <p>自宅が全壊（又は全部解体）した世帯が、自宅再建又は新築等をする場合...200万円 自宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模（大規模半壊）である世帯が、自宅の補修をする場合...100万円 居住する住宅が全壊又は大規模半壊した世帯が、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合...50万円 他都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の1/2とする。 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合は100万円とする。 現行制度と同様、収入500万円超の対象世帯については、支給限度額の1/2、単数世帯は複数世帯の3/4の額を限度とする。</p> <p>2. 支援対象経費</p> <p>・以下の居住関係費について、原則として発災後3年以内（家賃のみ2年以内）に支出される経費を対象とする。 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費（実際に要する費用の70%を超えない範囲） 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の借入金関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象） ・ローン保証料 <p>被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限り） 被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認・完了検査等申請手数料 ・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 ・仲介手数料 ・水道加入分担金 </div> <p>・被災者生活再建支援法の改正により、全国知事会は、被災者生活再建支援基金に300億円を追加拠出することとした。</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 被災者生活再建支援法に係る支援金については、制度開始から平成16年3月31日までで、支給世帯数2,900世帯、支給金額2,248,058千円となっている。</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>被災者生活再建支援法の見直しについては、平成16年度の国の予算編成に対する要望・提案の中で、法適用基準の見直し（同一自然災害で被災した地域は、行政区域内の被害戸数にかかわらず、一律に法を適用すること）、手続きの簡素化及び用途制限の緩和（高齢者等にも配慮した簡便な申請様式を用いることや申請書類等の削減、領収書の添付の見直し等、手続きの簡素化を図ること、通常経費、特別経費の区分の撤廃や対象品目の拡大等用途制限を緩和すること）、被災を起因とした収入減世帯への対応（被災を起因として収入の途を失い又は激減した世帯を救済するため、収入要件の対象となる年収を、発災日の属する年の年収等とすることを可能とすること）を国に対して提案した。[『平成16年度国の予算編成に対する提案』兵庫県]</p> <p>住宅再建支援制度の創設に向けた働きかけ 住宅再建共済制度の提唱 ID092参照</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 （住宅再建支援 ID092参照）</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
公的生活資金支援については再建のための緊急融資なども行われており、追加的援助資金の支給は困難な状	

況にあったが、現在、復興基金に兵庫県と神戸市が積み増ししてその運用益で被災した高齢者世帯などに対し生活再建支援金を毎月支給する支援策が実現に向かって動いている。被災者に現金を支給する新制度は事実上の個人補償に踏み込む措置と言われている。(神戸都市問題研究所生活再建研究会「震災復興と生活再建」『都市政策 no.86』(財)神戸都市問題研究所)

(平成14年4月、神戸地裁判決)「世帯主が被災者」とした支給要件の是非が問われた。水野武裁判長は「震災から3年半後の1998年7月1日を基準日とし、その時点で世帯主であることを要件としたのは、合理的理由のない差別を設けるもので、公序良俗に違反し無効である」として復興基金側に支援金100万円の支払いを命じた。神戸市に対する訴えは「基金からの事務委託を受けて審査を行ったにすぎず、不適法」と却下した。...(中略)...判決理由で水野裁判長は、「民法上の財団法人だが、実質的には地方公共団体に準じる性質の法人」と位置づけ、「支援金の認定申請に対し、公平・平等な取扱をすることが要求される。」とした。その上で、世帯主被災要件について触れ「住民票上、男性が世帯主になるのが一般的で、1998年7月1日を基準日として要件を適用すれば、結婚等による世帯変動があり、被災男性が被災していない女性と結婚した場合は支給されるが、(逆の)原告のようなケースは支給されないなどの相違が生じる」と指摘。「同要件は、女性を男性より事実上不利に取り扱う結果をもたらすなど、合理的理由のない差別を設けるもの」と判断した。...(中略)...伊賀興一弁護士は「女性差別を認め、制度そのものの見直しを求める画期的な判決。一部に被災者だけ不利が生じることのないよう制度を変更する必要がある」と指摘した。(『阪神・淡路大震災復興誌第7巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

被災者自立支援金の支給をめぐる訴訟で敗訴した阪神・淡路大震災復興基金(理事長・井戸敏三兵庫県知事)は6日の理事会で、支援金制度を一部見直し世帯主被災要件を緩和することを決めた。特例として、震災時に世帯主だった被災者が、その後非世帯主となったケースについても支援金を支給する。...(中略)...今年七月三日の大阪高裁の控訴審判決は「世帯主の被災を支給要件としたのは公序良俗に反し無効」と支援金百万円の支給を命じた一審・神戸地裁の判決を支持し、同基金の控訴を棄却。同基金は同月十九日、理事会で上告断念を決めた。(平成14年9月7日神戸新聞)

被災地の実態に照らしてみても、支援法そのものの課題も浮き彫りになってきた。「自助努力」によって生活を立て直してきた若年層や中堅サラリーマン層が年齢、所得制限で支給対象から漏れるケースが相次いだ。ローン完済前に自宅が全壊し、再建で二重ローンを抱えた被災者や、被災後に残業を重ねて所得が増えた会社員たち。「せめて所得1千万円くらいまで支給枠を広げるのが妥当」という声も上がった。(『阪神・淡路大震災復興誌 第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

市民団体の「公的援助法・実現ネットワーク」は98年5月から、自立支援金制度をめぐる被災者の相談を受けてきた。その数は、2000年3月までに約2,400件にのぼった。最も目立ったのは半壊世帯の不满。半壊の場合、解体の証明がなければ支援の対象にならない。「家の補修に600万円。老後資金がなくなった」「自宅修理費の170万円を保険を解約して払った」などの声が相次いだ。蓄えを取り崩した高齢者の訴えが多い。(『阪神・淡路大震災復興誌 第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

中間所得の持家層に、目立った支援策はない。...(中略)...救済方法としては、自立支援金の支給などにおいて、住宅ローンの残額(被災家屋) 扶養家族の人数などを、補正係数にして傾斜配分すべきであった。自立支援金は単独世帯は複数世帯の75%支給の差を設定していたが、子供の多い中年層は不利である。自立支援金の支給は、震災後3年を経過しており、租税並みの計算による選別的給付をできる状態にあったが、きわめて単純な基準で配布してしまった。貯蓄金額をみても、統計的には平均にしても、65歳以上世帯(平成8年度)は2,500万円の貯蓄を持っているが、40代は債務が多く純資産としての貯蓄は800万円にすぎない。所得水準のフローのみを、基準としているが問題である。(高寄昇三『阪神大震災と生活復興』)

自立支援金支給では、年齢制限は非課税世帯では除外されたので、学生の被災者も世帯主であれば、給付の対象となったが、依然として店舗の全壊は除外されたので、生活復興の点からは、店舗の損害・ローン残高といったストックの被害への配慮が必要であろう。(高寄昇三『阪神大震災と生活復興』)

被災者生活再建支援法は、従来の災害復旧方式のコペルニクスの転換を迫る法律であり、復興政策のあり方に大きな影響を及ぼす法律となった。その基本的問題点として、次のような点が挙げできる。第1に、これは個人補償かである。...(中略)...被災者支援金は生活保護費・失業手当・休業手当・老齢年金一時金など、さまざまな性格の融合した生活給付金である。しかしそれならば生活実態との関連性を、もっともたせてもよいのではなかろうか。第2に、生活復興において生活支援金が存在することによって、従来の生活補助金行政は大きくかわってくる。...(中略)...阪神大震災の生活復興行政は、給付金の支給をみても、試行錯誤

的であり、生活復興支援における「迅速・公平・効果」といった原則をふまえて、どう「整合性」をとっていくか被災自治体は戦略的発想はなかった。すなわち租税減免、住宅金融、私的共済金などの調整をどうするかである。生活支援金の成立は、このような生活復興措置の空白を、ある程度は埋めたが、それでも救済措置・補填措置の網の目から、こぼれる人々が少なくない現実である。たとえば復興基金の救済措置でも、ローンが組めない高齢者は、利子補給も利子減免も受けられないという矛盾である。(高寄昇三『阪神大震災と生活復興』)

(住宅再建支援に関する各方面からの指摘事項についてはID092参照)

課題の整理

生活再建支援金と他の経済的救済措置との関係の整理
生活再建支援金の手続きの簡素化等

(住宅再建支援に関する課題の整理 ID092参照)

今後の考え方など

平成16年4月から被災者生活再建支援法が改正、施行されているが、申請内訳書と実績報告書を1つの様式にする等、手続きの簡素化に留意した改正となっている。今後、さらに都道府県、市町村への制度の周知を図り、迅速な支援金の支給に努めていく。(内閣府)

平成16年3月の被災者生活再建支援法の改正時に、衆参両院の災害対策特別委員会において、改正法施行後4年を目途に制度の見直しを行うなどの総合的な検討を行う旨の附帯決議を踏まえ、居住安定支援制度については、制度の運用状況を見極めつつ、建築費本体を支援対象とするなどの制度改善を求めるとともに、支給額や支給対象年齢、年収の見直しについては、社会・経済状況の変化等を見定めながら対応を検討する。

(兵庫県)

国、県からの通知に基づき、事務を遂行していく。(尼崎市)